



広
報

たかはた

2015
平成 27 年

7

NO.969

【高畠町ホームページ】<http://www.town.takahata.yamagata.jp>

【高畠町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>



日本の心 芸能の祭典
まほろばの里[®] 芸能祭

Topic

- 子ども・子育て支援新制度が始まりました
- マイナンバー制度が始まります
- 介護保険制度が変わりました
- 高畠町議会議員選挙

人口と世帯数

6月1日現在

人口	24,420 人
男	11,846 人
女	12,574 人
世帯数	7,522 世帯

子ども・子育て支援新制度が始まりました

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度の内容と高島町の子育てに関する事業について、お知らせします。

○認定区分が設けられました

お子さんの年齢と保育の必要性をもとに、3つの区分の認定に応じて、利用する施設が決まります。

	区 分	対 象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園
2号認定	保 育 認 定	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所等で保育を受ける場合	認定こども園 保育所
3号認定	保 育 認 定	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所等で保育を受ける場合	認定こども園 保育所 小規模保育事業

* 保育を必要とする事由とは・・・保護者が次の状況にある場合です。

- ・就労 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障がい ・同居又は長期入院等している親族の介護、看護
- ・災害復旧 ・求職活動(起業準備を含む) ・就学(職業訓練等)

* 保護者の就労状況により、保育の必要時間を認定します。

① 保育標準時間認定・・・フルタイム就労を想定した利用時間（1日最長11時間）

② 保育短時間認定・・・パートタイム就労を想定した利用時間（1日最長8時間）

◇ 認定時間を超えた利用は延長保育となり、別途、料金がかかります。

○幼児施設の利用者負担額（保育料）について

新制度に移行した幼児施設の利用者負担額（保育料）は、公立・私立とも同一額になります。額の算定は、保護者の市町村民税額をもとに、毎年決定します。4月から8月分は前年度分市町村民税額、9月分からは、当年度分の市町村民税額により算定されます。

毎年の所得収入の変動により、世帯の階層区分に変更が生じた場合は、9月分から変わります。階層区分と保育料の額は、町ホームページで見ることができます。なお、他に各施設での費用負担（教材・バス代等）がかかります。

来年度に向けた入園申込みの手続きと各施設の詳細については、9月1日号広報たかはたでお知らせします。

▶ 問合せ先／町教育総務課子育て支援係
☎ (52)3031

☆ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育てをお手伝いしてほしい会員と子育てをお手伝いできる会員を結び付ける仕事をしています。

たとえばこんなときに利用してはいかがでしょうか？

- ・買い物や病院・美容院、そのほか急な用事で子どもさんを連れて行けないとき
- ・塾や習い事の送迎ができないとき
- ・いろいろな都合で、保育園や幼稚園、学校などへ迎えに行けないとき
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のとき
- ・リフレッシュしたいとき
- ・研修会や集会、イベント等で集団託児をしたいとき
- ・軽い病気で保育園等を休まなくてはならないとき

* 利用料金は表のとおりです。

月曜日～土曜日 7時～19時	0～2歳児	700円
	3歳児以上	600円
上記以外 (早朝・夜間・日曜・祝日) 子どもが軽い病気の時	0～2歳児	800円
	3歳児以上	700円

* 料金は1時間あたりの金額です。

* 集団託児は別料金となります。

▶ 問合せ先／ファミリー・サポート・センター ☎ (52)5333

E-mail npo-supuun@opal.plala.or.jp

平成 27 年度

町ではこんな子育て支援事業をしています



	事業名	事業概要	問合せ先	
出産前	特定不妊治療助成事業	上限 ¥100,000/ 回助成 (県事業に上乘せ)	げんき館	
	ママ・パパ学級	対象：出産を迎える夫婦 (父親の妊婦体験や乳幼児の子育てを学習する)	げんき館	
	大人の風しん 予防接種費用助成	①抗体価検査費用…妊娠を希望している 19～50 歳の女性とその夫及び同居家族、抗体価の不十分な妊婦の夫と同居家族を対象に、費用を助成 ②予防接種費用…抗体価検査の結果、低抗体価と判定された方の予防接種費用を助成	げんき館	
	妊婦健康診査事業	14 回の妊婦健診、子宮頸がん、HTLV-1、性器クラミジア検査	げんき館	
乳幼児期	児童手当支給事業	0 歳～中学 3 年生までの児童生徒の養育者への手当支給	福祉課	
	子育て支援医療給付事業	0 歳～中学 3 年生まで、入院・外来の医療費を無料化	町民課	
	乳幼児・児童・生徒 インフルエンザ助成事業	生後 6 か月児～中学 3 年生まで 接種費用の一部助成 ¥2,000/ 人	げんき館	
	乳幼児予防接種事業	Hib、小児肺炎球菌、4 種混合、麻しん・風しん、日本脳炎 等	げんき館	
	乳幼児歯科保健事業	歯科健診・相談、ブラッシング指導、フッ素塗布	げんき館	
	新生児・乳幼児訪問事業	育児支援のため家庭訪問を実施	げんき館	
	乳幼児健康相談事業	離乳食、子育て、発育、ことば、臨床心理士による発達相談	げんき館	
	乳幼児健康診査事業	4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健診	げんき館	
	1 歳お誕生ママ健診事業	出産後 1 年を迎える母親の健康診査を無料で実施	げんき館	
	ブックスタート事業	4 か月児健診において絵本を贈り、本と親しむ機会を提供	社会教育課	
	親子で楽しむおはなし会	町立図書館で不定期に開催、大型絵本等の読み聞かせなど	社会教育課	
	早朝・延長・土曜保育事業	該当児童施設で実施 (別料金となります)	教育総務課	
	保育料軽減事業	高校生以下の兄弟が 2 人以上いる場合、保育園、幼稚園、認定こども園等に入園している 3 人目以降の園児について保育料の全額助成 (申請手続きについては、後日お知らせします)	教育総務課	
	中学生	子育て支援センター事業	月～土 9 時 30 分～12 時 / 13 時～16 時 自由に遊べる場所の提供と育児相談、育児講座など	町総合交流プラザ内 ☎(51) 0350
		ファミリー・サポート・センター事業	育児の応援を受けたい人、育児を応援したい人が、お互いに会員になって、助け合う子育て支援の組織	町総合交流プラザ内 ☎(52) 5333
		放課後子ども教室推進事業	実施主体は各地区公民館 放課後等に子どもが安心して活動できる場所や体験・交流活動の機会を提供	社会教育課
		家庭教育支援推進事業	家庭教育に関する学習機会の提供、講演会の開催など	社会教育課
特別支援教育支援員配置事業		特別に支援を要する児童生徒へ、学習・生活支援を行うための支援員を該当校に配置	教育総務課	
教育相談員配置事業		各中学校に相談員を配置、各小学校にも定期的に訪問 適応指導教室を開催 (月～金 9 時～12 時)	教育総務課	
小中学校スクールバス運行		児童は 2 km、生徒は 4 km 以上の遠距離通学への対応	教育総務課	
中学校給食事業		平成 21 年度から中学校給食の完全実施	教育総務課	
その他	住宅リフォーム支援事業	三世帯世帯・新婚世帯・子育て世帯は助成額の優遇あり 全体工事費の 20% (最大 40 万円：諸要件あり)	建設課	

マイナンバー制度が始まります

●マイナンバーとは何？

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりがもつ12桁の番号のことです。

マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏れいし不正に使われる場合を除き一生変更されませんので、大切にしてください。



●どうしてマイナンバーが必要なの？

マイナンバー制度には「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」というメリットがあります。



1. 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



2. 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。



3. 公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

●自分のマイナンバーはどう知るの？

平成27年10月から、住民票を有する全ての人に、一人ずつマイナンバー(個人番号)が通知されます。

市町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。

●「個人番号カード」とは何のこと？

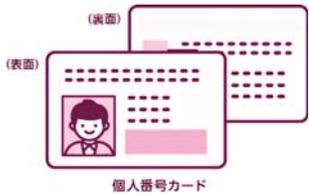
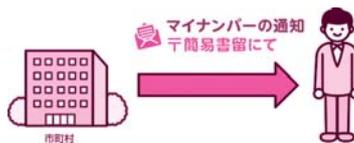
マイナンバーの通知後に市町村に申請すると、身分証明書や様々なサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。

個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。

個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。

e-tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

既にお持ちの住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。



●マイナンバーが必要なのは、いつ？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。



- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護など



- 税務当局に提出する確定申告書届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務など



- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務など

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野でも、法律や地方公共団体で定められた行政手続にしか使えません。

※社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーに関するお問い合わせは…

0570-2010178 (全国ナビダイヤル)

※平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

◆今後も、広報・町ホームページ等でマイナンバー制度の情報をお知らせします。

▼問合せ先/町総務課情報統計係 ☎(52)1734

平成27年度から

介護保険制度 が変わりました

介護保険制度は3年毎に見直しが行われ、今年度改正になった主な内容をお知らせします。

平成27年4月から

○特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になりました。

特別養護老人ホームに新規に入所できるのは、原則として要介護3以上の方になりました。(すでに入所している方は除きます。)ただし、要介護1、2の方でも、(在宅での生活が困難である等)やむを得ない事由があるときには、入所が認められる場合があります。

平成27年8月から

○一定以上所得のある65歳以上の方はサービス利用者負担が2割になります。

☆2割負担になるのはどういう人ですか？

⇒ 本人の合計所得金額が160万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)。ただし、下記に該当する場合には、2割負担にはなりません。

同一世帯内の65歳以上の方の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が、1人で280万円未満でかつ、2人以上の世帯で346万円未満

☆どうしたら自分の負担割合がわかりますか？

⇒ 後日、負担割合が記された「**負担割合証**」を交付いたします。

※介護サービスを受ける時は、被保険者証と負担割合証の2つを提示してください。

○高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担限度額が一部の方について引き上げられます。

介護保険では1ヶ月ごとの利用者負担が所得区分に応じた負担上限額を超えると、その超えた額を高額介護サービス費としてお返ししています。(対象となる方には、町から申請書をお送りしています)。その所得区分のうち、新たに新設される「現役並み所得者相当」に該当する方について、負担上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。

☆上限額が44,400円に引き上げられるのはどういう人ですか？

⇒ 同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合です。ただし、下記に該当する場合には、その旨をあらかじめ町に申請することで37,200円になります。(引き上げの対象となる方へ後日申請書をお送りいたします。)

同一世帯内の65歳以上の方の収入が、1人で383万円未満で、2人以上の世帯で520万円未満

風水害の季節です。対策をしっかりと！

風水害が発生しやすい時期となりました。高島町でも、おとしし去年と2年続けて豪雨災害が発生しています。万が一に備えて対策をしっかりと立てましょう。

風水害対策の心得

- ◎テレビ等で台風や大雨に関する情報をよく確認しましょう。
 - ◎台風や大雨のときには増水した河川や土砂災害危険箇所には近づかず、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。
 - ◎災害時に安全に避難できるよう、家族で避難所、避難経路や災害時の連絡方法を確認しておきましょう。
 - ◎非常持ち出し品を確認し、いつでも持ち出せる場所に準備しておきましょう。
- ▶問合せ先／町総務課地域防災係 ☎(52) 3 7 4 4
町建設課建設総務係 ☎(52) 4 4 9 1



平成 28 年 4 月開校

高島中学校 開校準備通信

生徒が思いっきり学校生活を送ることができる教育環境の整備に向けて

それぞれの地域と共に歩み育んできた校風や特徴ある教育活動により、各中学校は輝かしい歴史を作ってきました。その中で、生徒たちは現在の中学校での最後の学校生活を全力で送り、「母校の歴史を立派に締めくくろう」という合言葉のもと、気持ちを一つにしてがんばっています。

さて、昨年度末までに校舎、体育館、防災拠点施設、テニスコートが完成しました。また、周辺の道路や交差点の工事も進んでいます。現在も順調に工事が進み、開校に向けて環境が整いつつあります。

<今年度予定されている整備工事>

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 全天候型陸上トラック | <input type="checkbox"/> 人工芝サッカーコート | <input type="checkbox"/> ソフトボール場 |
| <input type="checkbox"/> 防球ネット | <input type="checkbox"/> 正面玄関プロムナード舗装 | <input type="checkbox"/> バスプール舗装 |
| <input type="checkbox"/> 外周フェンス | <input type="checkbox"/> 自転車置場 | <input type="checkbox"/> 駐車場舗装 他 |



▲県道竹森中里線より校舎を望む

学校生活が変わる！

数多くの仲間とかかわり切磋琢磨することで確かな学力を身に付け、多種の部活動から選択できる環境をつくることで個性や人間性を育む。



▲校舎西側 体育館棟

これは、中学校再編について何度も話し合いが行われ、最終的に1校と判断した理由として最も重視したことです。現在の各中学校の全校生徒数は130～260人ほどですが、高島中学校は各学年220～230人、全校で680人という数多くの仲間が集まります。

各学年7学級、特別支援3学級という大規模校になりますので、たくさんの仲間とかかわりを最大限に生かしたダイナミックな教育活動が可能になると期待されます。しかし、その一方で、子どもたちの学校生活には大きな変化が起こることも予想されます。学校は、悩みや問題を抱える生徒に対する個に応じた指導体制や教育相談体制を整え、思いや言葉を真摯に受け止め親身になって支援します。

しかし、生徒にとってつらいことや困ったことをすべて未然に防ぐことはできません。よい学校とは問題のない学校ではなく、家庭との連携により問題を共有し解決することができる学校です。家庭においても、生徒への励ましや学校教育へのご理解をいただき共に育む体制をつくりたいと思いますのでご協力をお願いします。



▲校舎東側 生徒昇降口

▶問合せ先／町教育委員会教育総務課
中学校開校準備係 ☎(52) 4 4 7 4

町内の防犯灯のLED化工事が始まります

自治会の防犯灯を一斉にLED 灯に交換し、交換後10年間、故障や交換などのメンテナンスを町が契約するリース会社が行います。この事業は自治会の防犯灯の維持管理費削減や自治会役員の負担軽減を図り、また地球温暖化対策や犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進することを目的に実施するものです。工事の都合上やむを得ず、みなさまの敷地内に立ち入らせて頂くことがあります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ◆対象：自治会が管理する防犯灯及び町が管理する防犯灯
- ◆工事期間：7月1日～11月30日(予定) ◆施工管理：有限会社コロナ電工高島
- ◆問合せ先：町生活環境課環境係 ☎(52)1215

【工事スケジュール】(予定) 状況により変更になる場合があります

時期	自治会名
7月上旬	大町一、大町二、大町三、横町、桜木町、幸町一、幸町二、御入水、青葉町、安久津一、安久津二、緑町、鳥居町、時沢、野手倉、日向、大笹生、亀岡一、亀岡二、亀岡三、亀岡四、入生田南、入生田西、入生田北、上町、仲町、宮町、下町、共栄
7月下旬	幸町三、北目、荒町一、荒町二、旭町、駄子町、弥生町、蛭沢、入蛭沢、小郡山、細越、山越、根岸、竹上、竹中、竹下、竹向、露藤上、露藤中、露藤下、中島北、中島南、船橋、文殊ヶ丘、家中、小其塚、蛇口、上平柳、沢口
8月上旬	高安、泉岡、塩森、上駄子町、弁天前、下宿、上宿、田沢、深上、西館、中組、砂押、大新、中才、上和田第一、上和田第二、上和田第三、馬頭東、駅前、元山崎、本町
8月下旬	飯森、金原湯在家、金原熊の前、金原新田、元町三、元町、筋、中、入、東本町、西本町、館の内、桐町、屋代山崎、柏木目、三条目、相森、川沼、両組、馬頭西、佐沢上、佐沢下、南佐沢、立石
9月上旬	川北上、海上小倉、中和田東部、中和田西部、川北下、元和田北、元和田西、下和田12、下和田北
9月下旬	下和田南、西町、津久茂、夏刈、中瀬、石岡、上山崎、若葉平、駅前

たかはたかんきょう塾のご案内

身近な生活から環境について考えてみませんか？

第1弾

「今から始める大人の家庭科」番外編 ～初めての本格スイーツづくり～

昨年開催の食材の切り方、だしの取り方から学んだ「今から始める大人の家庭科」の番外編を開催します。今回はスイーツづくり。初級者の方、大歓迎！一緒に学んでみませんか？

- ◆日時／7月25日(土) 13時～16時
- ◆会場／町総合交流プラザ調理室
- ◆定員／20人(先着順)
- ◆参加費／500円
- ◆申込・問合せ先／町生活環境課環境係 ☎(52)1215



今後の開催予定講座

- ・大人の家庭科(エコクッキング) 「スパイスからカレーを作ろう」
- ・環境にやさしいぴかぴか大掃除

などを予定しています。今後広報等でお知らせします。

医療給付に関するお知らせ

このページに関するお問い合わせ先・手続きは、
町町民課医療給付係 ☎ (52) 1 3 2 7

1. 「国民健康保険高齢受給者証」と「後期高齢者医療被保険者証」をお送りします

8月から、国民健康保険高齢受給者証および後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。新しい受給者証と被保険者証は、7月中に郵送いたしますので、8月1日からお使いください。
届きましたら、住所・氏名・生年月日・性別をご確認いただき、誤りや変更がある場合はご連絡ください。

	国民健康保険高齢受給者証	後期高齢者医療被保険者証
対象となる方	高島町国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方(65歳～74歳で一定の障がいがある方)
医療機関を受診する際は	「国民健康保険証」と「高齢受給者証」の両方を医療機関の窓口へ提示してください。	「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関の窓口へ提示してください。
自己負担割合	2割(※昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)または3割(現役並み所得者)	1割または3割(現役並み所得者)
その他	前年と自己負担割合が変わらない場合でも、新しい「国民健康保険高齢受給者証」と「後期高齢者医療被保険者証」をお送りいたしますので、古い高齢受給者証等は破棄してください。今月中に届かない場合や、詳しい内容などはお問い合わせください。	

※平成28年7月31日までに75歳になられる方の高齢受給者証の有効期限は、平成28年7月31日ではなく75歳の誕生日の前日となり、75歳からは後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

2. 医療費の自己負担額の限度額について

医療保険には、医療機関へ支払う1か月あたりの限度額が設けてあります。

医療機関の窓口へ「国民健康保険限度額適用認定証」等を提示することにより、一医療機関へ支払う医療費(自己負担額)が限度額までとなります。必要な方は、あらかじめ認定証の交付申請をしてください。
※食事代、文書料等保険適用外のものは、自費扱いとなります。

※現在、認定証をお持ちの方は、有効期限が平成27年7月31日となっています。8月以降も必要な場合は、再度手続きを行ってください。(更新手続きは8月から可能です。)

【対象となる方】

- ◎国民健康保険証をお持ちの方で70歳未満の方
- ◎国民健康保険証をお持ちの方で70歳以上の住民税非課税世帯の方
- ◎後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で住民税非課税世帯の方

【手続きに必要なもの】

- ◎本人の健康保険証
- ◎印鑑

【1か月あたりの限度額と入院時の食事代】

70歳未満の方

所得区分	所得基準	3回目まで	4回目以降 ^{注2}	入院時の食事代(一食あたり)
ア	被保険者全員の旧ただし書き所得 ^{注1} の合計が901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	260円
イ	被保険者全員の旧ただし書き所得の合計が600万円を超え901万円を超えない世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ	被保険者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超え600万円を超えない世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ	被保険者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超えない世帯	57,600円	44,400円	
オ	世帯主と被保険者全員が住民税非課税の世帯	35,400円	24,600円	210円(160円 ^{注3})

70歳以上の方(後期高齢者医療被保険者の方を含む)

課税区分		自己負担限度額		入院時の食事代(一食あたり)
		入院	外来	
住民税課税世帯	現役並み所得者 ^{注4}	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1%	44,400円	260円
	一般	44,400円	12,000円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	210円(160円 ^{注3})
	低所得Ⅰ ^{注5}	15,000円	8,000円	100円

注1) 前年の総所得金額及び山林所得額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額

注2) 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額

注3) 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた方

注4) 同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の国保被保険者もしくは後期高齢者医療被保険者が1人でもいる方

注5) その世帯の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる場合

福祉医療給付事業のお知らせ

●福祉医療給付事業とは

子どもやひとり親の方、障がいを持った方が安心して医療を受けることができるよう、医療費の助成をする制度です。

県と町では、「子育て支援医療制度」「重度心身障がい(児)者医療制度」「ひとり親家庭等医療制度」の3つの事業を行っています。各制度の対象者が医療機関で支払う自己負担金を、県と町が助成して医療費の軽減を図っています。

●各制度に共通すること

対象になる医療費は、保険給付対象となる医療費です。

入院時の食事代は全額自己負担です。※町民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関に提示すると食事代が減額されます。入院前に、加入している健康保険に申請してください。

各制度に該当する方は、町町民課医療給付係に申請してください。(既に申請した方は不要です)

◎子育て支援医療制度

●対象者

0歳から中学3年生までの方

●助成内容

①県内受診の場合

医療証を保険証と一緒に医療機関の窓口で提示することで、保険適用分については無料となります。

②県外受診の場合

医療機関へ一旦支払っていただいてから医療費支給申請の手続きを町町民課医療給付係でしていただくことと払い戻しができます。

領収書を月単位でまとめ、受診月の翌月から2年以内に申請してください。

※医療費申請に必要なもの

- ・保険証・医療証
- ・印鑑(スタンプ印以外)
- ・領収書(受診者の氏名、保険点数、領収印が記載されているもの)
- ・振込先がわかるもの

●医療証の交付

医療証の有効期限は誕生月の末日となります。

(1日生まれの方は前月の末日)

有効期限が切れる前に新しい医療証を郵送いたします。

◎重度心身障がい(児)者医療給付制度

●対象者

市町村民税所得割235,000円以下で、次に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、または2級所持者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者
- ・精神障害者で、恩給法の特別項症および第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給者
- ・特別児童扶養手当1級該当者、重度の障害が認められる20歳以上の方

●助成内容

- ・本人または扶養者の前年の所得に所得税が課税されていない場合
一部負担金「無」の医療証が交付され、医療費の自己負担はありません。

- ・本人または扶養者の前年の所得に所得税が課税されている場合

一部負担金「有」の医療証が交付され、医療費の1割をお支払いいただきます。

ただし、ひとつの医療機関につき、

外来 : 月額 12,000円

入院 : 月額 44,400円

※すでに健康保険証で医療費が1割負担になられている方には、一部負担金「有」の医療証は交付されません。

●申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑(スタンプ印以外)
- ・障がいのわかる書類(手帳、証書、診断書など)

※転入者の方などは、本人または扶養者の所得と控除額が全てわかる書類が必要な場合もあります。

◎ひとり親家庭等医療給付制度

●対象者

- ・配偶者のいない方で、就労等により一定の収入を得て、18歳以下の児童を扶養している方(ただし、前年の所得に所得税が課税された方および他の方に扶養されている場合は対象外)

- ・上記の方に扶養されている18歳以下の児童

- ・父母のいない18歳以下の児童(ただし、前年の所得に所得税が課税された方に扶養されている場合は対象外)

●助成内容

健康保険で給付対象となる医療費の自己負担分について無料で受診できます。

※入院時の食事代および自費請求分などは自己負担となります

●申請に必要なもの

- ・親と子の健康保険証
- ・印鑑(スタンプ印以外)

※転入者の方などは、申請者本人の所得と控除額がすべてわかる書類が必要な場合もあります。

7月の乳幼児健診・健康相談事業日程

健診・健康相談	実施月日	受付時間	対象児生年月日
4 か月児健診	7月24日(金)	13時までおいでください	平成27年3月生
モグモグぐんぐん 離乳食・育児相談	7月16日(木)	9時～個別案内	平成26年11・12月生
すくすく育児相談	7月22日(水)	9時～個別案内	平成26年7月生
1歳6か月児健診	7月8日(水)	13時～13時15分	平成25年11月生
3歳児歯科健康相談			平成24年6月生
2歳6か月児 歯科健診・育児相談	7月27日(月)	13時～13時15分	平成25年1月生
2歳児歯科健康相談	7月3日(金)	13時～13時15分	平成25年6月生
3歳6か月児健診			平成23年12月生

休日診療所からのお知らせ!!

日曜日、祝日等の急患については、開業医の先生が当番制により診察をしています。
発熱、頭痛、腹痛、風邪などの症状の方はご来院ください。

【南陽東置賜休日診療所】 南陽市桐塚420番地の7 ☎0238(40)3456

受付時間／8時45分～11時45分、13時～16時30分

期 日	当番医師名
7月26日(日)	大塚 聡
8月2日(日)	佐藤 哲
8月9日(日)	佐藤 史井
8月16日(日)	門脇 仁



置賜地区歯科休日当番医制運営事業のお知らせ!!

置賜地区の歯科医師会では、休日歯科診療を輪番制で行っています。
電話でお問い合わせの上、受診してください。

【休日当番担当医】 診療時間／9時～15時

期 日	担当歯科医院	地区名	電話番号
7月26日(日)	南陽 伊藤歯科医院(宮内)	南陽東置	☎0238(45)2030
8月2日(日)	南陽 竹田歯科医院	南陽東置	☎0238(47)2075
8月9日(日)	仁科歯科医院	米 沢	☎0238(21)5838
8月13日(木)	長井 村上歯科クリニック	長井西置	☎0238(83)3650
8月14日(金)	南陽 佐藤歯科クリニック	南陽東置	☎0238(47)2888
8月15日(土)	くまの歯科医院	米 沢	☎0238(40)8600
8月16日(日)	南陽 高橋歯科医院	南陽東置	☎0238(47)6222

健康な町づくりを目指す「げんき高畠21」推進中
げんき館からののお知らせ

▼問合せ先／町健康推進課(げんき館内) ☎(52)5045



やまがた受動喫煙防止推進大使に就任!

「やまがた受動喫煙防止宣言」のもと、県民総参加で受動喫煙防止に取り組むために開催された「やまがた受動喫煙防止県大会(5月22日開催)」において、**たかっき・はたっき**が吉村県知事より『やまがた受動喫煙防止推進大使』に任命されました。

今後は、イベント等で受動喫煙防止に関する普及啓発を行っていきます。
たばこの煙には、多くの有害物質が含まれ、喫煙者自身だけでなく、周囲の人々の健康にも多くの影響を与えます。室内などでたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がんや心筋梗塞等多くの疾患の原因となり、特に、子どもや妊産婦の健康へ悪影響を及ぼします。

受動喫煙を防止し、子どもが健康に成長できる環境をつくっていきましょう。



楽しくできる!!

月1回の《健康運動講座》～7月の参加者を募集します～

- ▶期 日／7月21日(火)
- ▶内 容／①体組成測定(体重・体脂肪率等)・記録
→個人の記録ファイルを作成します。運動の前に体重や体脂肪率等を測定し、運動習慣や食生活をチェックします。
②運動(リズム体操や筋力アップ運動など)
→リズム体操やからだ全体の機能を高めるために筋力アップ体操をおこないます。
- ▶時 間／9時30分～11時30分
- ▶会 場／健康管理施設「げんき館」
- ▶参加費／無料
- ▶参加要件／おおむね75才まで
介護予防事業を利用している方は参加できません。
- ▶持ち物／上履き、水分補給のための飲料、汗拭きタオル
※動きやすい服装でおこしてください
- ▶定 員／30人(先着順)
- ▶申込・問合せ先／町健康推進課健康増進係
☎(52)5045

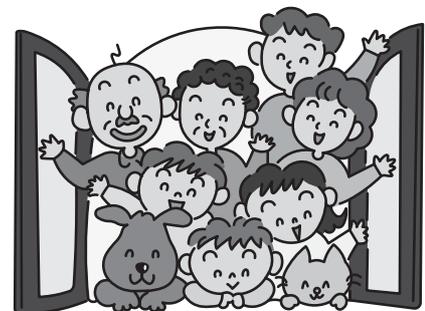
高畠町健康増進計画「げんき高畠21」(第2次) 策定ワーキング委員を募集します

町民の皆さんが、生涯健康でいきいきとした生活をおくることができる「健康で住みよい町」を目指し、健康増進計画「げんき高畠21」(第2次計画)を策定します。

策定にあたり、ワーキング委員の公募を行います。あなたの意見やアイデアを健康な町づくりに生かしてみませんか？

- ◆応募資格 高畠町に住所を有する満20歳以上で、健康なまちづくりに関心がある方
- ◆募集人員 2人 選考の上通知いたします。
- ◆任 期 平成27年8月～平成28年3月まで
- ◆活動内容 健康づくり施策についてのご意見、ご提案をいただきます。
- ◆応募方法 げんき館に備え付けの応募用紙に記入の上、郵送、FAX、E-mail、又は持参によりげんき館にご提出ください。
- ◆募集締切 平成27年7月15日(水)
- ◆そ の 他 ワーキング会議は、概ね3回の開催を予定しています。会議は平日昼間の2～3時間程度。
- ◆申込み・問合せ先 町健康推進課健康増進係(げんき館内)
☎(52)5045 (直通) FAX(52)5044
E-mail : Kenko@town.takahata.yamagata.jp
ホームページ : <http://www.takahata.yamagata.jp>

「健康で住みよいまち」を実現するための行動の計画です。
個人の力と社会の力をあわせて、
町民一人ひとりの健康の実現を目指す計画です。

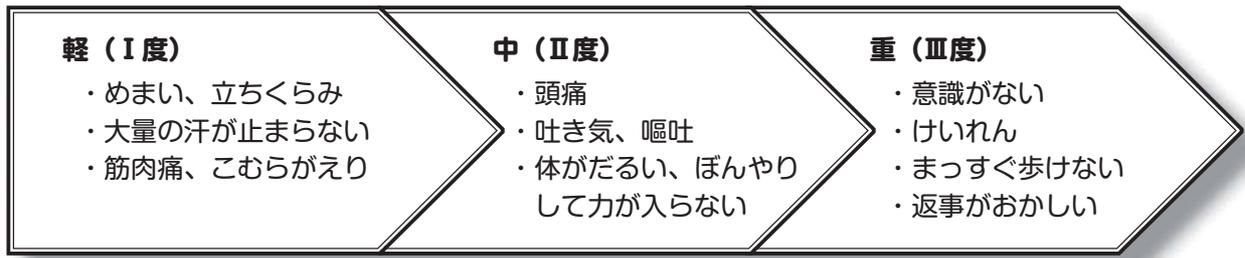


きらきら笑顔にあふれる、「げんきある高畠町」をつくらう！

健康づくり
一言アドバイス

熱中症にご注意！～夏を元気に過ごすために～

「熱中症」は、高温多湿な環境にいて、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態のことをいいます。屋外だけでなく室内にいるときにも発症し、重症では死に至る場合もあります。



重要!!

熱中症が疑われたら

- ☑ すぐに医療機関へ相談、または救急車を呼びましょう
- ☑ 涼しい場所へ移動しましょう
- ☑ 衣服を脱がし、体を冷やして体温を下げましょう
- ☑ 塩分や水分を補給しましょう

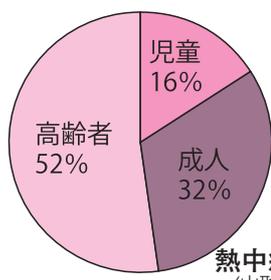


熱中症予防のポイント

- ◆**屋内で**
 - ・扇風機やエアコンで温度調節 (28℃前後)
 - ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ◆**外出時**
 - ・日傘や帽子の使用
 - ・日陰の利用、こまめな休憩
- ◆**暑さに負けない体づくり**
 - ・バランスの良い食事やしっくりとした睡眠をとり、日頃から体調管理を行う
- ◆**からだの蓄熱を避ける**
 - ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使用
 - ・通気性、吸湿性、速乾性のある衣服の着用
- ◆**こまめに水分補給**
 - ・室内でも外出時でも、のどの渴きを感じなくてもこまめに水分・塩分を補給する
 - ※アルコールは水分を排泄する作用があり、脱水を増強させるため逆効果！！

《特に注意が必要です》

- ◎**高齢者**…暑さを感じにくく、汗をかきにくい。
⇒水分補給のタイミングを決めておく。
「トイレが心配で水分を控えている」は危険！
- ◎**乳幼児**…体温調節機能が未熟。
⇒こまめな水分補給、通気性の良い服装を。
唇の乾燥、尿量の減少は脱水症のサイン！



熱中症による救急搬送者 (山形県 H 26年6月～9月)

平成27年度 公立高畠病院【糖尿病教室】

★予約なしで、どなたでも参加OKです！ ◆問合せ先／公立高畠病院 栄養管理科まで【代表】 ☎ (52) 1500

日時	場所	内容	担当者
7月8日(水) 受付:9時30分 ～13時00分	げんき館 栄養指導室	料理教室「か・る・し・お」(軽塩)やってトライ! いつやるの?? いままでしょ!!夏編 ※予約制になっています。お問い合わせください。	管理栄養士
7月22日(水) 13時30分～	リハビリテーション科	夏場の運動と水分補給について	理学療法士

＜公立高畠病院からのお知らせ＞ ◆7月の土曜開院日は、『11日』と『25日』です。(午前中開院)

ひろすけ童話感想文・感想画全国コンクール作品募集

「ひろすけ童話」を読んで、感想文・感想画を送ってください。※感想文・感想画とも応募は1人1点とします。

▶応募締切／10月31日(土)当日消印有効

▶作品の送り先・問合せ先／浜田広介記念館 ☎(52)3838

作品区分	応募資格	応募規定
ひろすけ童話の 感想文	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●B4判原稿用紙(400字)3枚以内を厳守 ●童話名、学校名、学年、氏名を書き、4行目から本文を書く ●たて書き ●応募原稿は直筆であること ●平成27年4月以降に書かれた作品であること ●広介が書いた再話・昔話・翻訳物・童謡・詩は対象外
ひろすけ童話の 感想画	幼児 平成21年4月2日～平成24年4月1日生まれ 3歳児(平成23年4月2日～平成24年4月1日) 4歳児(平成22年4月2日～平成23年4月1日) 5歳児(平成21年4月2日～平成22年4月1日) 小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●画用紙の大きさは4ツ切り判(38cm×54cm) ●紙の種類は画用紙に限定(色画用紙可) ポール紙は対象外 ●画材はクレヨン、絵の具(毛糸・木の葉や貼り紙等、他の素材は使用しない) ●版画、ちぎり絵は対象外 ●絵本の挿し絵、カット等と類似したものは対象外 ●平成27年4月以降に描かれた作品であること ●広介が書いた再話・昔話・翻訳物・童謡・詩は対象外

第13回ひろすけ童話造形創作コンクール「ひとつのねがい」作品募集

ひろすけ童話に触れて感じた思いを感想文や感想画とは違った視点で表現し、やさしい気持ちや思いやる心を育むことを目的として、広く作品を募集します。

- ▶募集内容／ひろすけ童話「ひとつのねがい」を題材とした造形作品
- ▶募集部門／一般の部(高校生以上)・中学生以下の部
- ▶応募規定／立体的な造形作品(ぬいぐるみ・紙細工・粘土細工・木彫・彫塑・陶器・手芸品など)制作方法・材質・技法は自由。
- ▶応募方法／応募票に名前・学校名・年齢・住所・作品に対するコメントを明記し、作品に添付し記念館に持参ください。
- ▶応募締切／9月5日(土)必着

平成27年度 浜田広介記念館 企画展 「ひろすけ童話を描く」—ひろすけ童話と挿絵画家—

▶期間／7月23日(土)～8月30日(日)

▶展示内容／◇「泣いた赤おに」挿絵原画等 各種

初山滋、武井武雄、野村たかあき、黒崎義介、若菜珪、鈴木未央子、浦沢直樹、nakaban

◇「ひろすけ童話」をモチーフにした作品

「泣いた赤おに」(刀画)—両鬼談合の図— 浜田三彦(広介三男)

▶入館料／大人500円、学生300円、小・中学生200円、幼児(3歳以上)100円

ひろすけ記念館 7月の催し

【昔がたり】まほろば語り部の会

▶日時／7月5日(日)10時～12時

7月19日(日)13時～15時

【ひろすけ小石コンテスト】

▶期間／7月23日(土)～8月30日(日)

小石にひろすけ童話の絵やメッセージを書こう!

※いずれの催しも入館料が必要です。

アルバイト募集

◆業務内容／受付業務、売店・喫茶コーナー補助他

◆勤務条件／1か月中、土日祝日の中の4日間程度

◆対象／町内在住の大学生、短大生、一般

◆応募方法／履歴書を郵送または持参してください。

後日連絡いたします。

◆申込期限／7月18日(土)

詳細はお問い合わせください。毎週月曜休館。 ※臨時開館日／7月20日(月)・臨時休館日／7月22日(水)
 申込・応募・問合せ先／〒992-0334 高畠町大字一本柳2110番地 浜田広介記念館 ☎(52)3838

子育て通信

水遊びってたのしいね！

梅雨が明けると夏本番!! 今年も子どもたちの大好きな水遊びの季節がやってきます! 支援センターでも7月から芝生スペースでお友だちと一緒に水遊びを楽しむことができます。お家ではなかなかできないという方は、ぜひ支援センターに遊びに来てください。

また、8月のみんなの広場では、水遊びの他に粘土遊びも予定しています。小さなお子さんにも安全な材料で作るいろいろな粘土が楽しめますよ。そしてたくさん遊んだあとは、おいしいおやつを食べながらティータイムを予定しています。みなさんで和気あいあいとおしゃべりも楽しみましょう。

夏ならではの遊びを、思う存分楽しませてあげたいものですね。



▲昨年の水遊びの様子
「みんなで水遊び、冷たくて気持ちいいな」

○みんなの広場 水遊び&いろいろ粘土遊び

&ティータイム

▼期日/8月5日(水)

▼時間/10時~11時30分

▼持ち物/水着または市販の水遊び用オムツ、タオル、帽子、ビニール袋(濡れたものを入れます)、飲み物(水または麦茶)、おてふき(ティータイムで使用します)

※水遊びができないお友だちは、粘土遊びをしたり、プレイルームで遊ぶことができます。
みなさんのご参加お待ちしております。

子育て支援センターに親子で遊びに来てみませんか?

子育て支援センターにはお子さんが自由に遊ぶことができます。「子育て広場」があります。広場にはお子さんが興味をもちそうなおもちゃをたくさん用意しています。おうちの方も、子育て仲間と出会ったり、一緒におしゃべりを楽しみましょう。きつと気持ちが楽になり、子育ての楽しさが新発見できると思います。お待ちしております!

☆子育て広場

月・火・水・木・金・土
9時30分~12時/13時~16時

※お楽しみの時間

11時25分~11時55分
15時25分~15時55分

※土曜日は第2・第4土曜日に開所します。(※変更になる場合もあります)

※出前広場のある午前中は休館し、13時より開所です。

※育児講座のある日の午後は休館です。

☆出前広場

第2第4木曜日(午前のみ)

9時30分~11時

◎糠野目生涯学習館

毎月第4木曜日

◎亀岡地区公民館

偶数月の第2木曜日

◎和田地区公民館

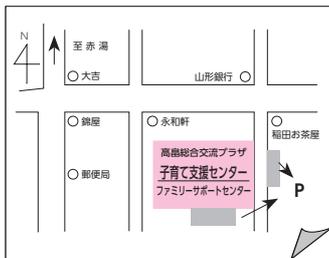
奇数月の第2木曜日

※変更になる場合もありますので、実施日はお問い合わせください。

▼問合せ先/子育て支援センター

タ1(町総合交流プラザ内)

☎(51)0350



ふれあいほっとライン

☎ 023 (630) 2876

○月~金 8時30分~16時15分
【相談員対応9時~16時15分】

○電子メール・FAXは24時間受付
E-mail: yshogaku@pref.yamagata.jp
FAX: 023(630)2874



☆子育ての悩みを1人で抱えず、電話でお話ください。相談員と一緒に考えます。
☆相談の秘密は守ります。子どもからの相談にも応じます。

▶問合せ先/県教育庁文化財・生涯学習課 生涯学習振興室
☎ 023(630)3344

10月1日
今年は国勢調査の年です



今回から紙の調査票だけでなく、パソコンやスマートフォンからの回答もできるようになります。

国勢調査 2015

総務省統計局

⑥ 月は男女雇用機会均等月間です

職場のママハラでつらい思いしていませんか?
~「妊娠したから解雇」は違法です。

雇用均等室にご相談ください!~

妊娠・出産等を理由に解雇したり、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法などで禁止されています。妊娠等を理由に不利益な扱いを受けたり、困ったことがあったら山形労働局雇用均等室へご相談ください。匿名でも受け付けており相談は無料です。

▶問合せ先/山形労働局雇用均等室 ☎ 023(624)8228

Children 未来っ子登場



高橋 晴夏 ちゃん
たかはし はな
平成26年7月31日生
(本町)

パパにそっくりです♡



近野 杏 ちゃん
この あんず
平成26年7月17日生
(元和田北)

バナナ大好き♡



情野 夏輝 ちゃん
せい の なつぎ
平成26年7月8日生
(入生田北)

食べるの大好き！

満1歳になる お子さんを募集します

平成27年8月号に掲載するのは、平成26年8月中に生まれた町内在住のお子さんです。
 ♪申込締切/7月13日(月)
 ♪申込先/町企画財政課 広聴広報係 ☎(52) 4 4 7 6
 ♪申込書がございますので、写真を持参のうえ町企画財政課までお越しください。現像済み写真・データ共に可能です。

今月の医療証



《子育て支援医療証》
 今月子育て支援医療証をお送りする方は、誕生日が7月2日から8月1日までの方です。
 今月中旬にお送りしますので、ご確認ください。



《国民健康保険高齢受給者証 交付説明会のご案内》
 8月から高齢受給者証の交付対象となる方は、昭和20年7月2日～昭和20年8月1日生まれの方です。
 説明会は7月23日(木) (9時30分開始)を予定しています。
 該当者には7月10日(金)までに説明会の案内をお送りしますので、案内が届きましたら説明会への出席をお願いします。国保以外の方は、現在加入している健康保険より交付されます。

▶問合せ先/町町民課医療給付係 ☎(52) 1327

『減塩生活』始めませんか？

山形県保険者協議会第8回共同広報キャンペーン

山形県は、高血圧の原因となる「食塩摂取量」が多い！

食塩摂取量の目標
 男性 8g 未満 女性 7g 未満
 (日本人の食事摂取基準 2015年版より)

	男性	女性
山形県	12.4g	10.5g
全国	11.3g	9.6g
差	1.1g	0.9g

表：20歳以上の1日の平均食塩摂取量【平成24年国民健康・栄養調査より】

たった約1gの差でも、毎日の積み重ねを考えるとこの差は大きい！

毎日少しずつ始める「減塩」のポイント

- 食べ方で上手に減塩
 - ・めん類のスープは、なるべく残す
 - ・しょうゆなどの調味料をかけずに食べる
 - ・塩分の多い食べ物は、1回に食べる量や回数を減らす
- 塩分をからだの外に出す
 - ☆ 塩分を排出するカリウムをとる
 - ・カリウムが含まれている野菜や果物を食べる (トマト、きゅうり、ジャガイモ、アボカド、枝豆、りんご、みかんなどのかんきつ類、いちごなど)
- 味付けがもの足りないとき・・・
 - ☆ 塩分以外のものをプラス
 - ・酸味 (酢、レモンなど)
 - ・辛み (わさび、こしょう、とうがらしなど)
 - ・香味 (しそ、ねぎ、ゆず、みょうがなど)

山形県・山形県保険者協議会

※山形県保険者協議会とは、県内の医療保険者により被保険者の健康保持増進と円滑な事業を行うために設立された団体です。

おめでとうございます



春の叙勲 旭日単光章

照井悦雄さん（沢口）

平成6年10月に高島町識見監査委員として選任以来、平成22年9月までの16年の長きにわたり代表監査委員として尽力されました。

この間、置賜町村監査委員協議会や山形県町村監査委員協議会において会長職をはじめ、全国町村監査委員協議会理事として本町および地方自治の発展に貢献された功績により、旭日単光章を受章されました。



小学校陸上記録会

6月3日(水)町中央公園陸上競技場で、高島町小学校陸上記録会が開催されました。

町内小学校の6学年の児童が、100m走や80mハードル走、走り高跳び、走り幅跳びなどで自己ベストをめざしました。

力強い走りを見せる選手たち、そして競技に参加する友達を応援する声が響き渡り、6年間の集大成を思う存分に発揮していました。



文化遺産で地域活性化

町の伝統芸能を広く発信し継承していこうと「まほろばの里®芸能祭」が6月2日(火)、町文化ホールまほらで行われました。当日は、安久津八幡神社倭舞・延年の舞・田植舞のほか、「八戸えんぶり」(福田上えんぶり組)、歌舞伎俳優の市川猿之助さんによる「猿翁十種の内 独楽」(素踊り)が披露されました。

